

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課徴収、介護認定に関する届出の受理や審査、被保険者証等の交付及び返還、介護保険給付業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。 ①被保険者資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③介護保険料の収納状況を管理し、督促及び催告、あるいは還付・充当処理の実施 ④介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	(1) 介護保険システム (2) 収納管理システム (3) 滞納管理システム (4) 地域包括支援センター支援システム (5) 団体内統合利用番号連携サーバー (6) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 介護保険情報ファイル (2) 収納情報ファイル (3) 滞納情報ファイル (4) 口座情報ファイル (5) 地域包括支援情報ファイル (6) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」又は「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」又は「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,4246,56の2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,97,108,117の項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 【情報提供】第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】第46,47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 電話076-286-6720
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉部福祉課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 電話076-286-6703

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等 関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百 三十六条第一項(同法第百四十条第三項にお いて準用する場合を含む。)、第百三十八条第 一項又は第百四十一条第一項の規定により通 知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」となっている項及 び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」又は「他の 法律による医療に関する給付の支給を行うこと とされている者」が含まれる項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「他の法令による給付の支 給に関する情報」又は「他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法 令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの」又は「介護 保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの」となっている項 93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等 関係情報」が含まれる項又は「介護保険法第百 三十六条第一項(同法第百四十条第三項にお いて準用する場合を含む。)、第百三十八条第 一項又は第百四十一条第一項の規定により通 知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」となっている項及 び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」又は「他の 法律による医療に関する給付の支給を行うこと とされている者」が含まれる項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「他の法令による給付の支 給に関する情報」又は「他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報」が含まれ、法 令において介護保険法が規定されている項 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,97,108,117の項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの」又は「介護 保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの」となっている項 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 【情報提供】第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】第46,47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	